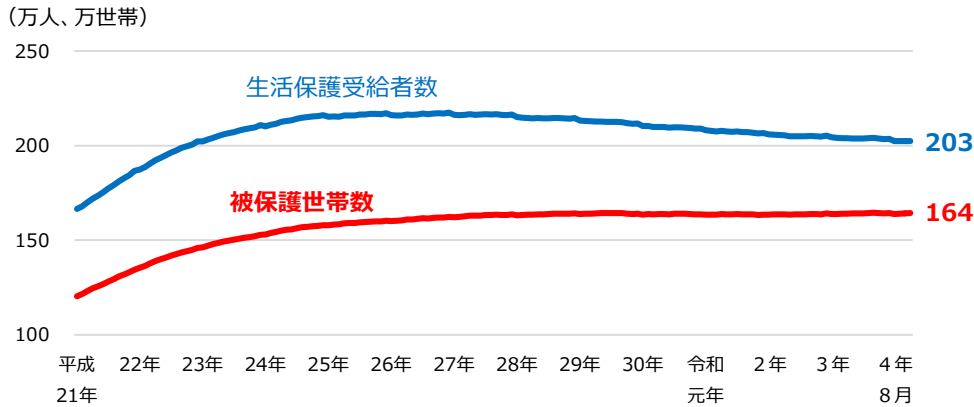


生活保護の現状

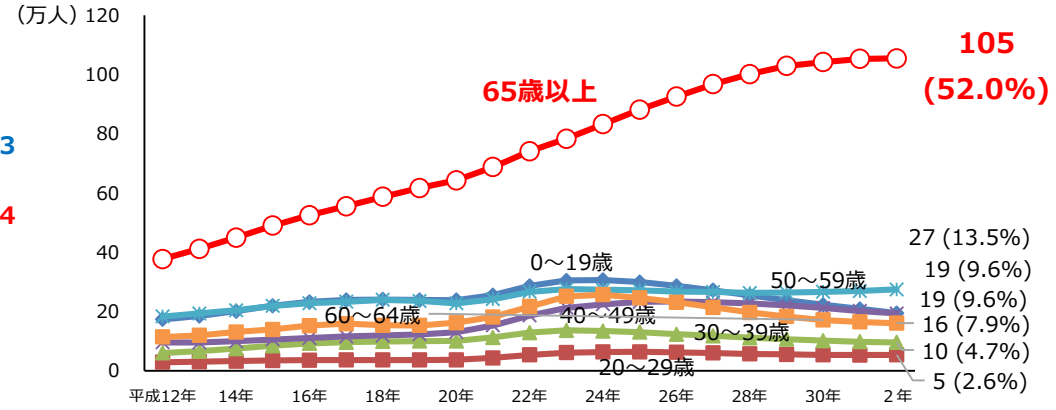
- 生活保護受給者数は平成27年3月をピークに減少に転じ、緩やかな減少傾向が継続。受給世帯数も横ばい。
- 高齢化に伴い高齢者世帯が増加傾向。受給世帯、受給人員ともに過半数が高齢者。リーマンショック以降、その他世帯が高止まっている。
- 生活保護費は令和2年度実績で3.5兆円（国費2.6兆円）。その約半分を医療扶助、約3割を生活扶助が占める。

◆生活保護受給者数の推移



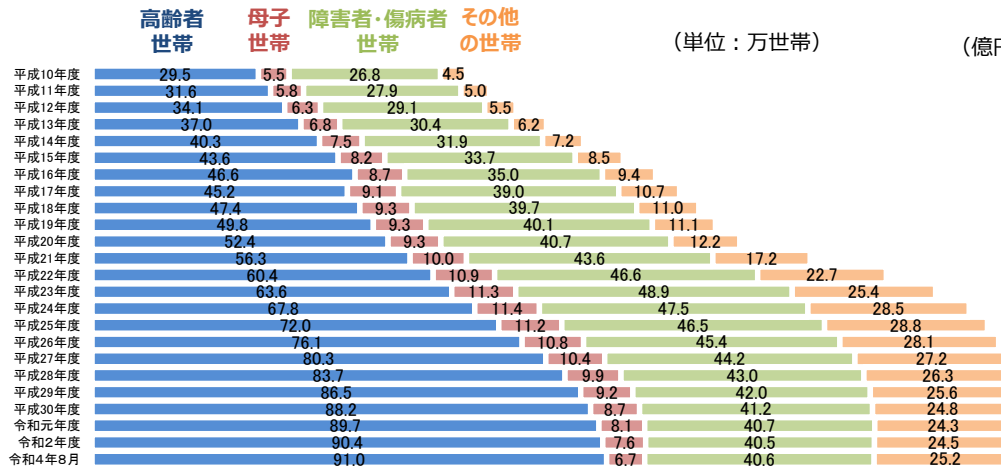
(出所) 被保護者調査 月次調査 (厚生労働省) (平成23年度以前は福祉行政報告例) (令和3年度以降は速報値)

◆年齢階層別被保護人員の推移



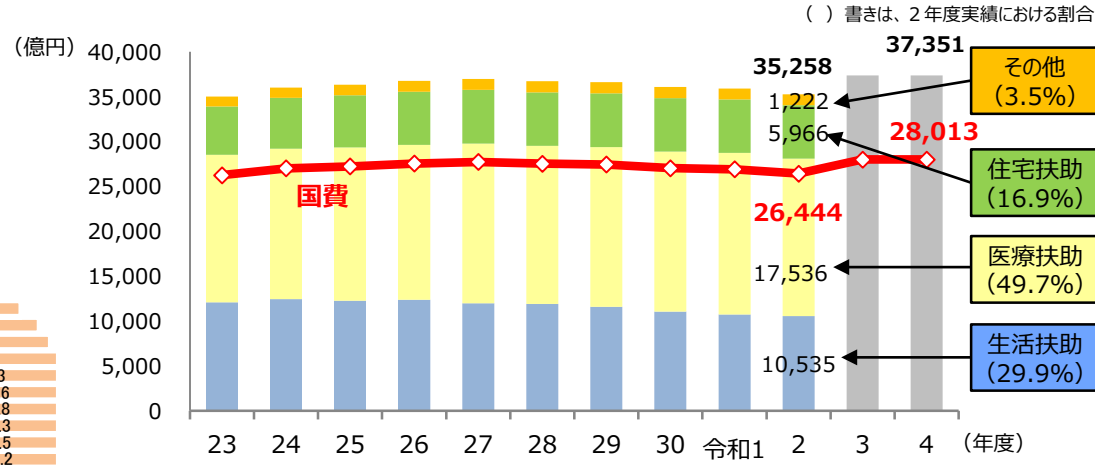
(出所) 被保護者調査 年次調査 (厚生労働省) (平成23年度以前は被保護者全国一斉調査) ※各年7月調査日時点

◆世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



(出所) 被保護者調査 月次調査 (厚生労働省) (平成23年度以前は福祉行政報告例) (令和4年8月は速報値)
(注) 世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

◆生活保護費負担金 (事業費ベース) の推移



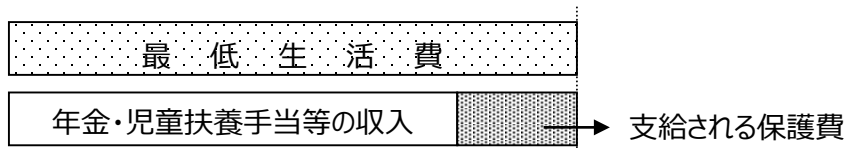
(出所) 生活保護費負担金事業実績報告
(注) 令和2年度までは実績額、3年度は補正後予算額、4年度は当初予算額

最低生活費の考え方

- 生活保護制度においては、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することが目的（生活保護法第1条）とされており、生活保護法において様々な原則や義務が設けられている。
- 最低生活費は、日常的に必要な食費、被服費、光熱水費等に対応するものとして生活保護受給者の年齢、世帯構成及び地域に応じた生活扶助（第1・2類費と各種加算）のほか、必要に応じた住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給されている。
- これらは最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものである必要。

◆最低限度の生活の保障

- ① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。
扶養義務者による扶養などは保護に優先される。
 - ・不動産、自動車、預貯金等の資産
 - ・稼働能力の活用
 - ・年金、手当等の社会保障給付
 - ・扶養義務者からの扶養 等
- ② 支給される保護費の額
 - ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



◆生活扶助基準の概要

- 生活扶助費は、**食費・被服費・光熱水費等の日常生活に必要な経費**に対応する扶助費。
- 生活扶助基準の具体的な金額は**世帯単位**で決まることとなり、
【第1類費】食費等の**個人的費用**（**年齢階級別**に個人単位で定められた金額の世帯合計）
【第2類費】光熱水費等の**世帯共通的费用**（**世帯人員別**に定められた金額）を合算して算出。
- 第1類費、第2類費とも、**所在地域に応じて6段階の基準**が定められている。
- 障害者世帯、母子世帯など**特定の世帯には加算**がある。

（例）東京23区（1級地-1）夫婦2人世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）の場合

最低保障生活費：208,940円

（内訳）	
生活扶助	: 172,960円
児童養育加算	: 20,380円
教育扶助	: 2,600円
住宅扶助	: 13,000円

※このほか、医療扶助等の実費相当を必要に応じて給付。

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行つものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

生活扶助基準①（検証）

- 生活扶助基準は昭和59年度以降**一般低所得世帯の消費水準との均衡**を図るように設定されており、その均衡が図られているか否か、定期的に検証を行い、必要な見直しを行ってきた。
- 具体的には、5年に一度実施される全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）を用いて、**年収階級第1・十分位層の消費実態との均衡**が適切に図られているか否か、社会保障審議会生活保護基準部会において、専門的・科学的見地から検証を行うこととされており、**本年（2022年）はその検証の年**。
- 今回の検証においては、国民に理解の得られる制度とする観点から、これまでの**基準部会における議論の積み上げを踏まえた適切な手法**で検証を行うとともに、その消費実態との間で乖離が生じないように、**検証結果を適切に基準に反映すべき**。

◆現行の改定方式（水準均衡方式）

◎ 5年に1度の検証

⇒ 一般低所得者の消費実態との均衡を図るよう、専門家らから構成される社会保障審議会における検証（全国家計構造調査との比較等）を踏まえ、改定。

○ 毎年度の改定

⇒ 政府経済見通しの民間最終消費支出の見通しを基に、その時々**の社会経済情勢を総合的に勘案して改定**

※ 定期検証以降の毎年度改定については、民間最終消費支出の伸びを確認しつつも、社会経済情勢を総合的に勘案して据え置き。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

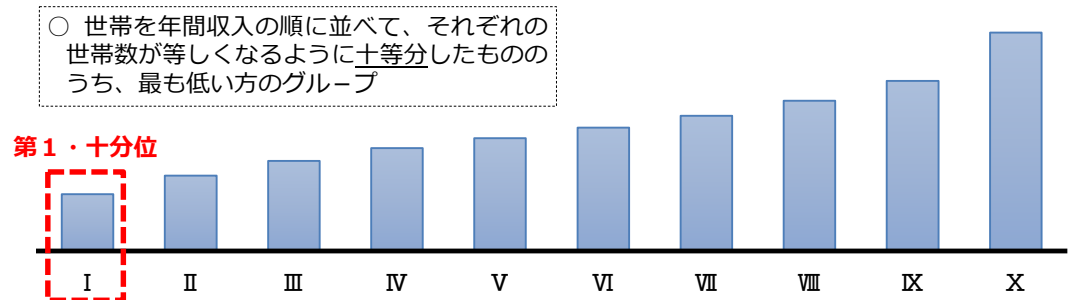
2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（共生社会づくり）

生活保護基準の定期的な見直しについて、**消費水準との比較による検証結果**や社会経済情勢等を踏まえて対応する。

＜ 2019年全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）における第1・十分位層のイメージ ＞
（年間収入十分位階級別の生活扶助相当消費支出額）



（注）生活扶助相当の消費支出額とは、消費支出全体から、住居（住宅扶助相当）、保健医療（医療扶助相当）、教育（教育扶助相当）、自動車等関係費（生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可）、NHK受信料（生活保護受給世帯は支払免除）等を控除して算出するもの。

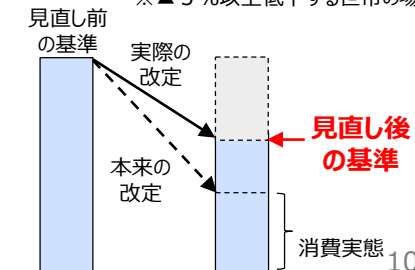
◆生活扶助基準の見直しにあたっての激変緩和措置

前回の改定においては、生活扶助本体（食費、光熱費等）について、**社会保障審議会における検証結果を踏まえ、一般低所得世帯の消費実態を反映しつつ、**

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、**現行基準からの減額幅については、-5%を限度とするよう調整**
- ・ 2018年10月から3年程度をかけて段階的に実施

＜改定のイメージ＞

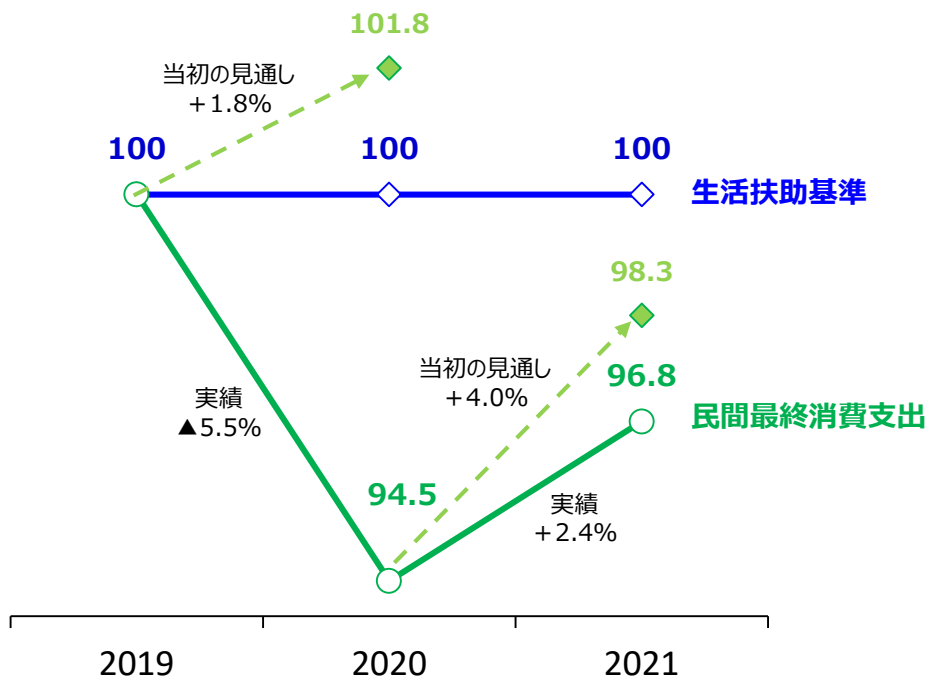
※ ▲5%以上低下する世帯の場合



生活扶助基準②（毎年の改定）

- 生活扶助基準については、**一般低所得者世帯の消費水準との均衡**を図るための定期検証に加えて、毎年の予算編成過程において、政府経済見通しによる民間最終消費支出の見通し等を基に、**その時々**の社会経済情勢を総合的に勘案して改定することとされている。
- 厳しい世帯への配慮は必要だが、足下の物価上昇をもって一律に生活扶助基準のみを改定することは、**一般低所得者世帯との公平の観点から慎重であるべき**。
- ・ **コロナ禍**で消費水準は低下しており、過去2年間、**本来であれば減額改定すべきところ、据え置かれてきた**。
 - ※ 民間最終消費支出との比較では**累計9%程度高い水準の支給**が行われた。また、生活扶助に相当する消費水準（相対的に変動の少ない家賃や医療費等を除く）は、さらに低下している可能性があることに留意。
- ・ 物価上昇に対しては、その影響を緩和する対策を機動的かつ重層的に講じており、**低所得世帯（生活保護世帯を含む）への5万円の給付金**のほか、今般、**電気・ガス料金の負担軽減策**などが措置された。
- ・ 新型コロナへの対応で措置された各種の給付金については、**生活保護受給者にも支給されている**。（夫婦子一人世帯で計60万円程度）
 - ※ なお、政府経済見通しは実績との乖離が避けがたく、実際に乖離が生じた際の対応など基準額の安定性の観点に課題があることにも留意が必要。

◆各種の消費指標との比較



(出所) 内閣府「国民経済計算」等

◆新型コロナ禍以降の生活困窮者等への給付金

➡ すべての給付金について**収入認定を行っていない**。

給付金	支給額
特別定額給付金 ・令和2年度第1次補正予算（4月30日成立）	1人あたり 10万円
子育て世帯臨時特別給付金 ・令和2年度第1次補正予算（4月30日成立）	子ども1人あたり 1万円
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・令和2年度第2次補正予算（6月12日成立）	1世帯あたり 5万円等
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（再支給） ・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（12月11日）	1世帯あたり 5万円等
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（3月23日）	子ども1人あたり 5万円
子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（11月26日） ・令和3年度第1次補正予算（12月20日成立）	子ども1人あたり 10万円相当
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・令和3年度第1次補正予算（12月20日成立） ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（3月25日）	1世帯あたり 10万円
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（4月28日）	子ども1人あたり 5万円
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（9月20日）	1世帯あたり 5万円

医療扶助の適正化①（頻回受診対策）

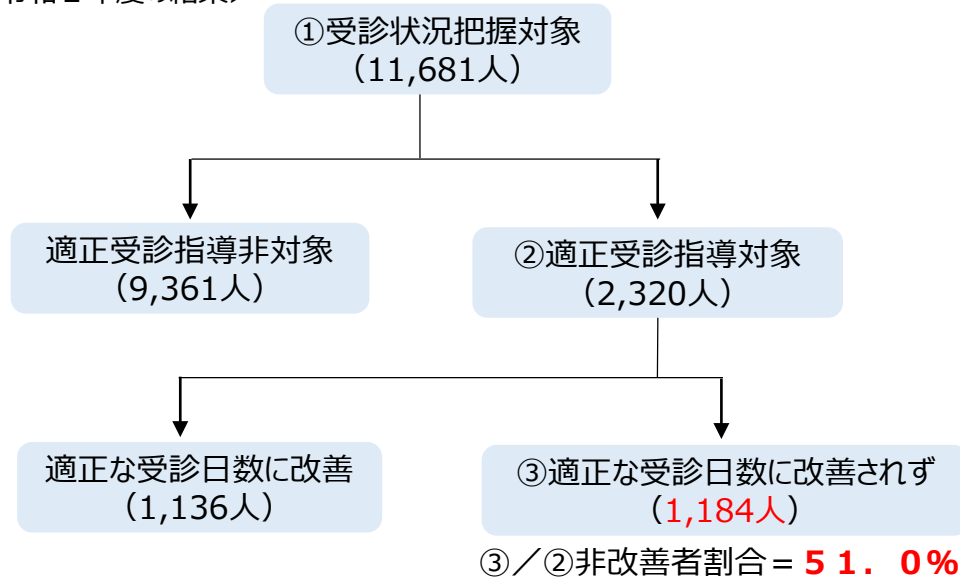
- 頻回受診者に対する指導対象者の約半数に受診行動の改善がみられておらず、**非改善者に対するアプローチを強化すべき。**
- 生活保護受給者の平均通院日数は地域によって偏りがみられることや、請求件数の大多数が生活保護受給者である医療機関も見受けられる現状を踏まえ、適正受診指導といった受給者側への働きかけだけでなく、**供給側の医療機関への働きかけも強化すべき。**

◆頻回受診の指導対象者の把握状況

＜受診状況の把握対象者＞

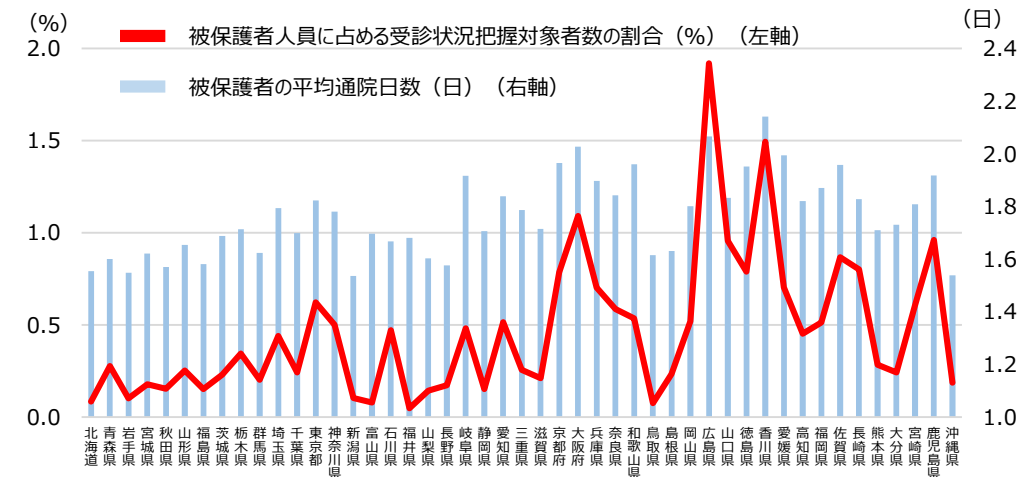
同一傷病について、**同一月内に同一診療科目を15日以上診療**しており、**短期的・集中的な治療を行うもの（その前の2ヶ月との合計が40日未満のもの）を除き**、治療にあたった**医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者**

＜令和2年度の結果＞



	H27	H28	H29	H30	R元	R2
非改善者割合	54.8%	47.7%	46.1%	45.9%	51.0%	51.0%

◆都道府県別「平均日数」と「被保護者人員に占める受診状況把握対象者の割合」



（出所）医療扶助実態調査（令和2年6月審査分）、令和2年度被保護者調査（年次調査）、令和2年度頻回受診者に対する適正受診指導結果について（厚生労働省調べ）
 （注）平均通院日数とは、レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数

◆生活保護受給者の請求件数割合が高い医療機関

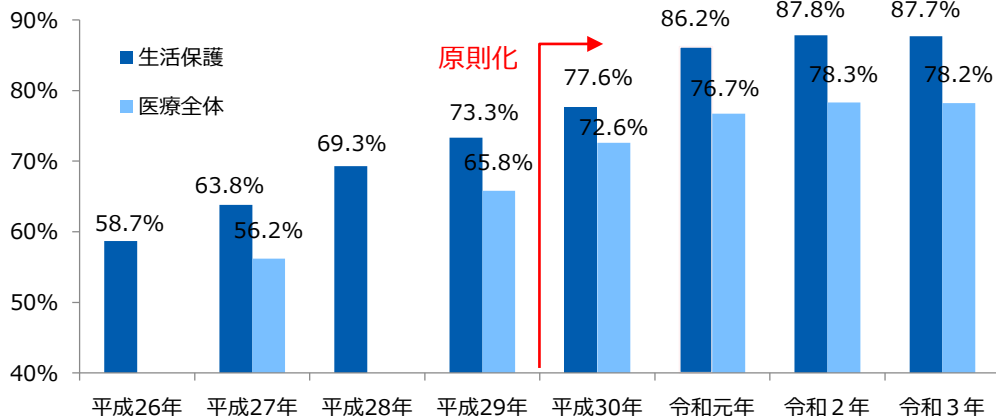
件数割合	医療機関数
100%	12
90～100%	104
80～90%	171

（出所）社会保障診療報酬支払基金の入院外データ（病院及び診療所）
 （対象診療年月：令和3年7月～9月）に基づき財務省において集計
 （注）生活保護及び健保連等のデータを使用

医療扶助の適正化②（薬剤費）

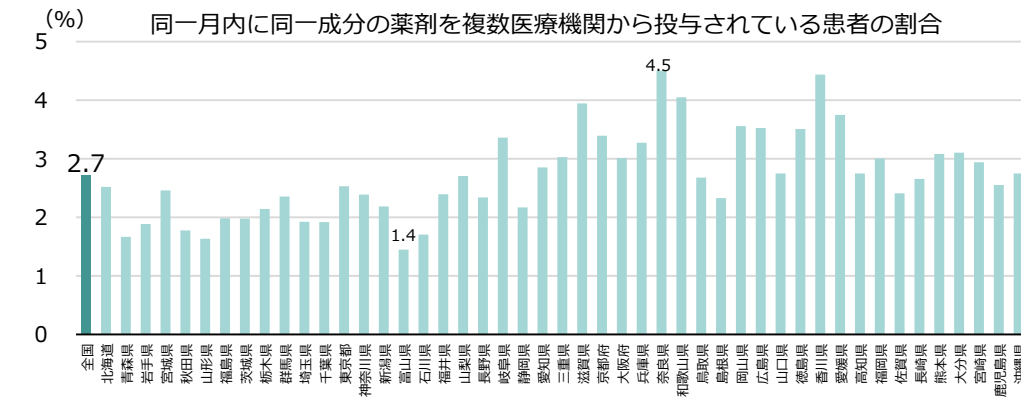
○ 65歳以上の患者の約3割が10種類以上の薬剤を処方されているなど、**多剤投薬**も大きな課題。また、同一月内に同一成分の薬剤を複数の医療機関から処方される、いわゆる**重複投薬**については、地域差が大きく、各地で取組に差がある可能性。**対象となる患者を抽出し、適正服薬を促すことができる体制を構築すべき。**

◆後発医薬品使用原則化による効果



(出所) 医療扶助実態調査（各年6月審査分）、医薬品価格調査（薬価本調査）（速報値）（各年9月取引分）

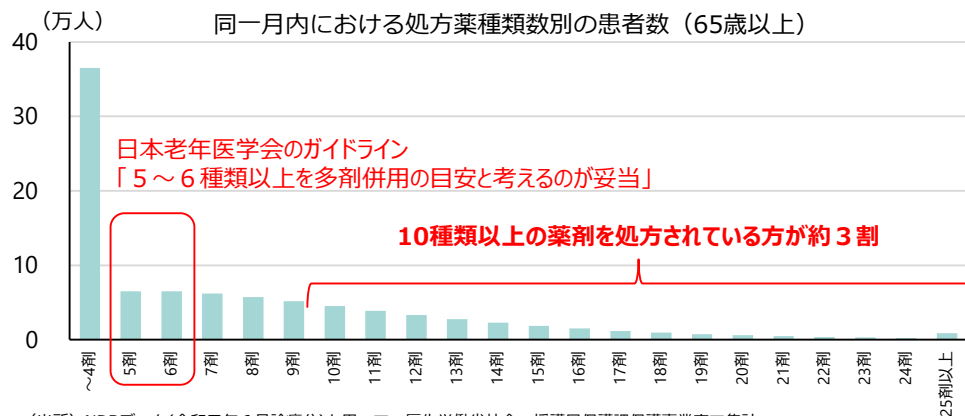
◆重複処方の状況



(出所) 第8回医療扶助に関する検討会（令和4年8月25日）厚生労働省提出資料

(注) 処方日数を考慮していないため、例えば、1週間ごとに同分類の薬剤を2つの医療機関から処方されている場合についても「重複処方」として判別されている。

◆多剤処方の状況



(出所) NDBデータ(令和元年6月診療分)を用いて、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室で集計

「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」（平成27年11月4日日本老年医学会）

(注1) 種類数の判別には薬価基準収載医薬品コード上7桁を用いた。

(注2) 令和元年6月診療分の医療扶助に該当するレセプトから、受診者数、処方された薬剤の種類数別の受診者数を求めた。

(注3) 患者の状態を勘案していないため、処方された種類数の適否を一概に判断することはできない。

(注4) 医療全体では、平成25年10月時点で、65歳以上の高齢者のうち15種類以上を処方されている患者の割合は、薬剤が投与されている高齢者の5%程度である（第3期医療費適正化基本方針の概要より）。なお、同一条件下での集計ではないため、単純比較はできない。

薬効分類別、重複処方の発生状況（処方数量・薬剤費の多い上位3品目）

薬価基準収載 医薬品コード 上3桁	薬効分類名	処方数量		薬剤費	
		重複処方 ₁ の割合	順位	重複処方 ₂ の割合	順位
264	鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	16.8%	1	17.0%	1
114	解熱鎮痛消炎剤	12.1%	2	11.9%	2
232	消化性潰瘍用剤	9.7%	3	8.3%	3

*1 処方数量の合計のうち、複数医療機関から処方された数量の合計の割合。

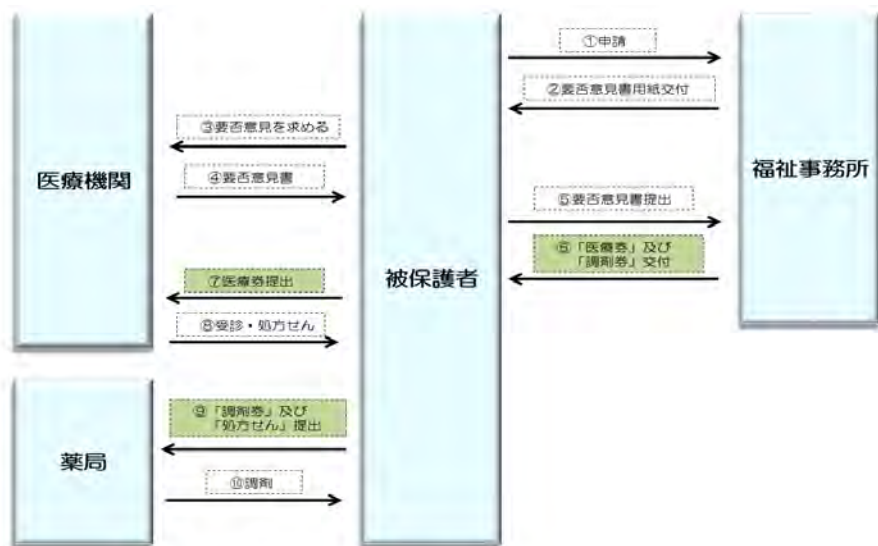
*2 薬剤費の合計のうち、複数医療機関から処方された薬剤費の合計の割合。

(出所) 第8回医療扶助に関する検討会（令和4年8月25日）厚生労働省提出資料

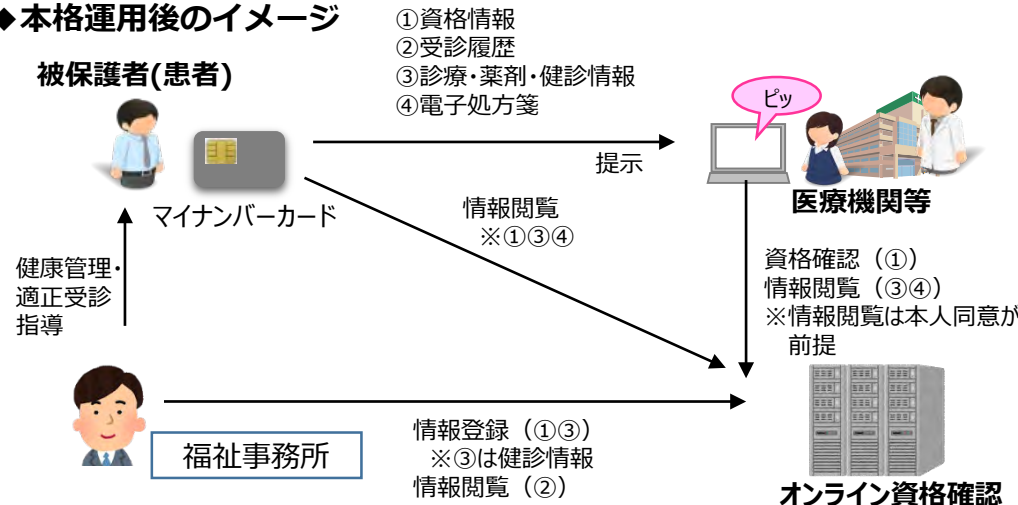
医療扶助の適正化③（デジタル化の推進）

- 医療扶助について、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が来年度中に本格運用されることとなっている。
- 医療の質・利便性の向上を被保護者が享受できるとともに、効果的な健康管理・適正受診指導（頻回受診対策）にもつながるものであり、医療保険と足並みをそろえ、資格確認を原則マイナンバーカードで行うなど実効性を高めていくべき。

◆現在の医療券・調剤券の本来の事務手続き



◆本格運用後のイメージ



デジタル化（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）のメリット

- 従来の事務手続きが省略できる
- 医療の質・利便性の向上
- 迅速で効果的な健康管理・適正受診指導 等

◆デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表（抜粋）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※(ほとんどの住民が カードを保有(想定))	2023年度~ (令和5年度~)
生活保護受給者の 医療扶助の医療券・調剤券	地方との協議	地方との協議	本格運用
	マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上		

公費負担者番号	所属 期間	日から 日まで
受給者番号	種別	単給・併用
氏名	男・女	年 月 日 生
居住地		
指定医療機関名		
傷病名(1)	診 察	入院 傷科 入院外 調剤
(2)	別	訪問看護
(3)	本人支払額	円
地区担当員名	取扱担当者名	
備考	福祉事務所長 印 あり(健・未) なし	
	社会医療 組合の予約及び組合定 の患者に対する医療に關 する法律第17条の2	あり なし
その他		



医療機関等での窓口では、医療券・調剤券の提示は不要となり、医療保険の被保険者と同様にマイナンバーカードを提示すればよいこととなる。

医療扶助の適正化④（生活保護受給者の国保等への加入）

- **生活保護受給者**は、現状、**国保や後期高齢者医療制度**（以下「国保等」という）に**加入せず、医療扶助を受けるもの**とされているが、国保等に加入することとすれば、**都道府県のガバナンスが医療扶助に及び、頻回受診・長期入院への対応が強化され、医療扶助費の適正化につながり得る。**
- 国保等に生じ得る財政悪化の懸念を含め**国が引き続き応分の財政責任を果たすことを当然の前提として、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に盛り込まれた**とおり、**生活保護受給者の国保等への加入について検討を深めるべき**である。

◆生活保護受給者の各種制度への加入

介護保険	国民年金	労働保険	被用者保険	障害福祉サービス	国保等
加入・利用が可能					国保等から脱退して医療扶助を受ける

（参考）生活保護法第4条第2項

民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

◆高齢者の保険制度別医療費と医療扶助

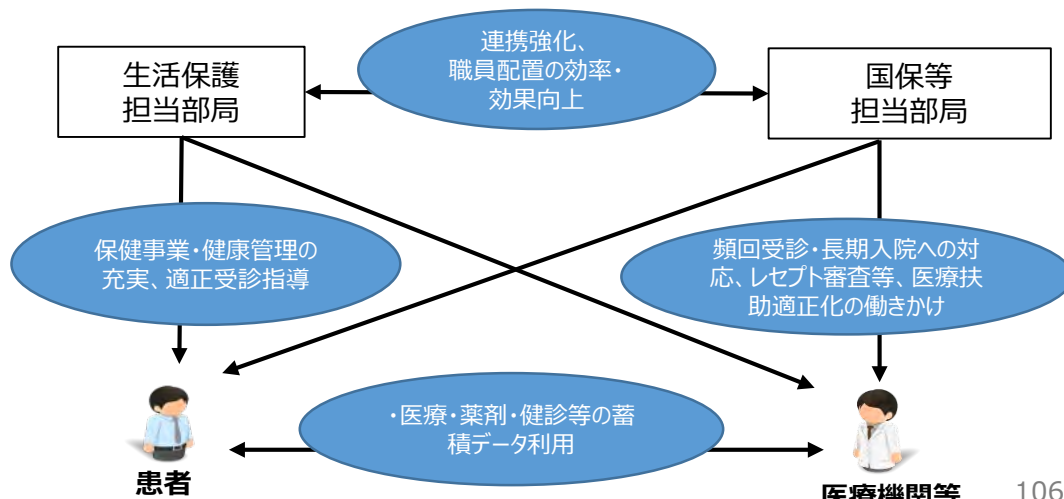


（出所）医療保険については、令和元年度医療保険に関する基礎資料
医療扶助については、令和元年度生活保護費負担金事業費実績報告、被保護者調査、医療扶助実態調査をもとに推計

◆生活保護（医療扶助）と国保等に関する自治体の業務

国保等のみ必要	国保等・生活保護ともに必要（重複）	生活保護のみに必要
・保険料の設定・徴収	・資格管理 ・保健事業（健康管理指導・健診）、 ・適正受診指導 ・レセプト審査・支払 ・医療提供側への働きかけ	・医療要否を確認のうえ医療券の発行等

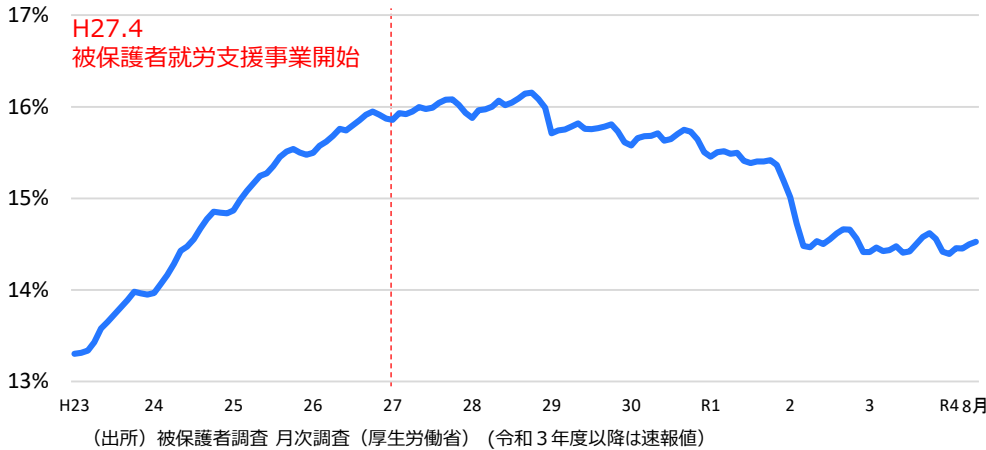
◆生活保護受給者の国保等加入により期待される効果



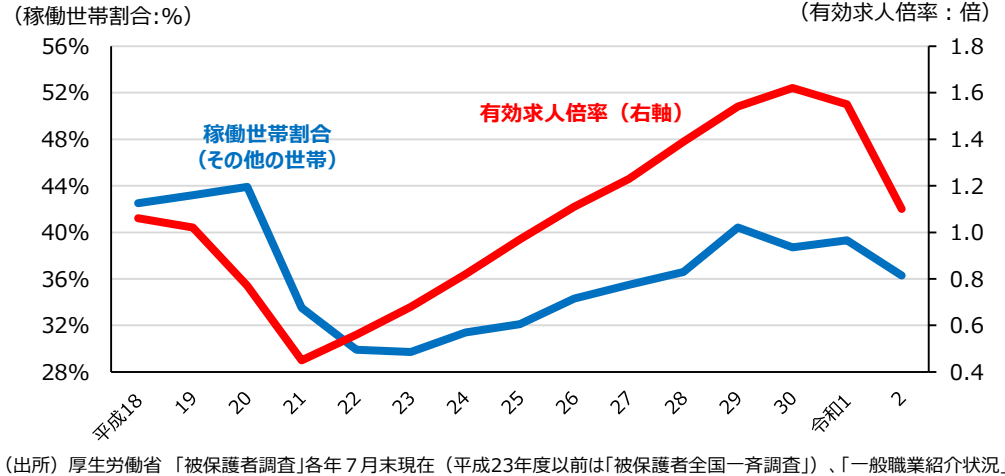
就労の促進に向けた取組

- 「その他の世帯」を中心に、稼働能力を有すると考えられるにもかかわらず就労していない者の状況や就労阻害要因等を分析するとともに、**就労可能な者については引き続き就労指導を着実に実施していくべき。**
- その上で、現実稼働能力があり本人に適切と判断される職場が紹介されているにもかかわらず就労しないなど、正当な理由がない者に対しては、保護の廃止に至る前の措置として、**保護の停止の適切な活用**といった柔軟な対応を設けることによって、取組の**実効性を高めていくべき。**

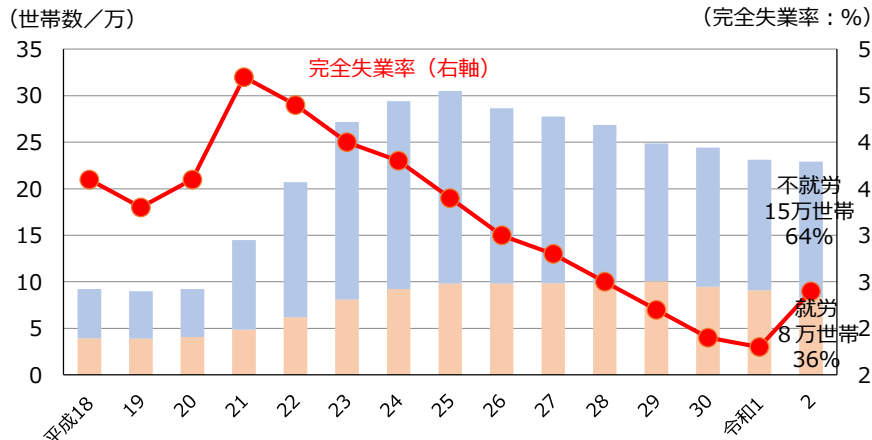
◆被保護世帯のうち稼働世帯割合の推移



◆有効求人倍率と「その他の世帯」の稼働世帯割合



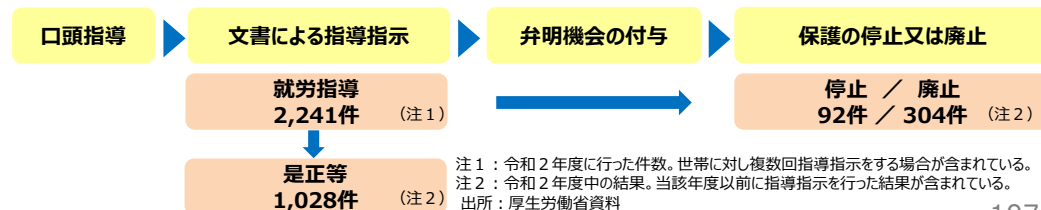
◆その他の世帯数と完全失業率



< その他の世帯 >

生活保護世帯のうち、「高齢者世帯」、「母子世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯。稼働年齢層が含まれると考えられる。

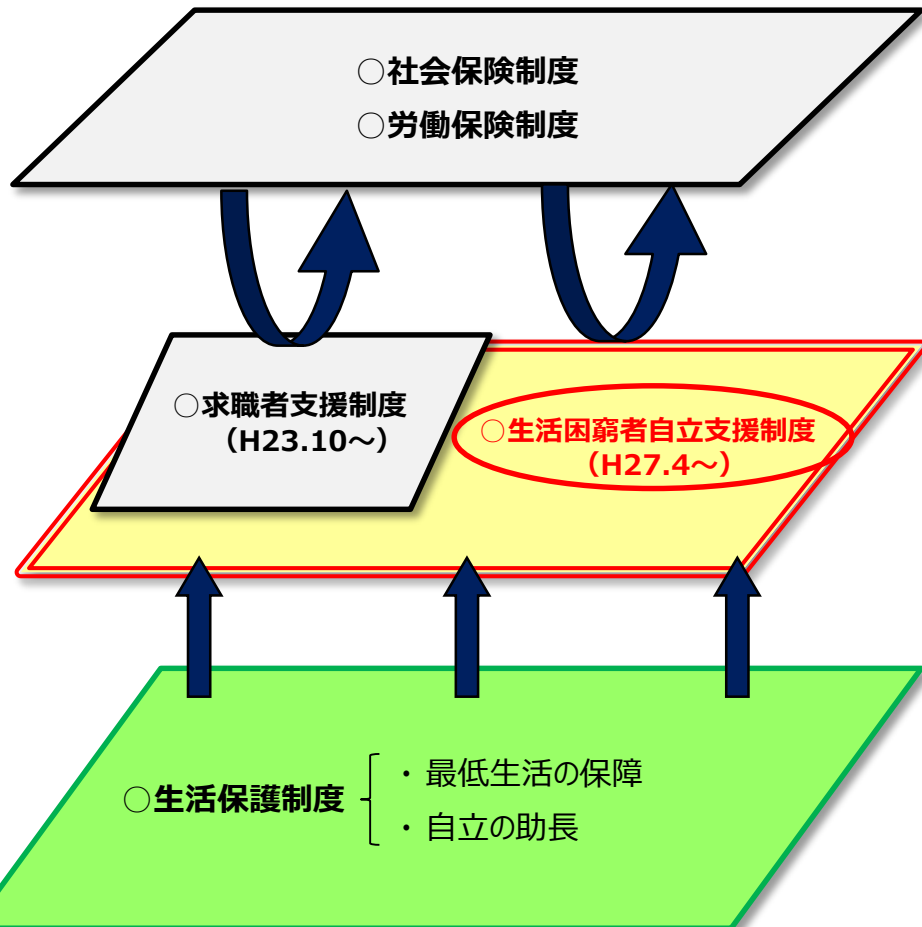
◆保護の停廃止処分の実績（全世界帯）



生活困窮者自立支援制度の概要

- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度に至る前の段階での自立を支援する制度として平成27年4月に創設。包括的な相談支援に加え、本人の状況に応じた各種支援を提供。生活保護制度とあわせて、生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットを構成。
- 前回見直しから5年が経過し、制度見直しの検討が進められている。近年、新型コロナ対応もあって、予算の拡充が続いていることから、**地域ごとの支援実績や現場の実態を踏まえ、必要な効率化を図るべき。**

◆ 生活困窮者自立支援制度の概要



◆ 生活困窮者自立支援制度の支援体系（主なもの） ※自治体数は令和3年度実績

- 本人の状況に応じた支援
- 包括的な相談支援 ◆ 自立相談支援事業 **必須、国費3/4**
 - ・ 支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口。状況に応じた支援計画を作成。
 - 居住確保支援 ◆ 住居確保給付金の支給 **必須、国費3/4**
 - ・ 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
 - 就労支援 ◆ 就労準備支援事業 (622自治体、国費2/3)
 - ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立に向けた訓練
 - 緊急的な支援 ◆ 一時生活支援事業 (331自治体、国費2/3)
 - ・ 住居喪失者に対し一定期間、日常生活に必要な支援を提供
 - 家計再建支援 ◆ 家計改善支援事業 (641自治体、国費1/2、2/3)
 - ・ 家計の状況を把握することや利用者の家計の改善意欲を高めるための支援
 - 子ども支援 ◆ 子どもの学習・生活支援事業 (587自治体、国費1/2)
 - ・ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等

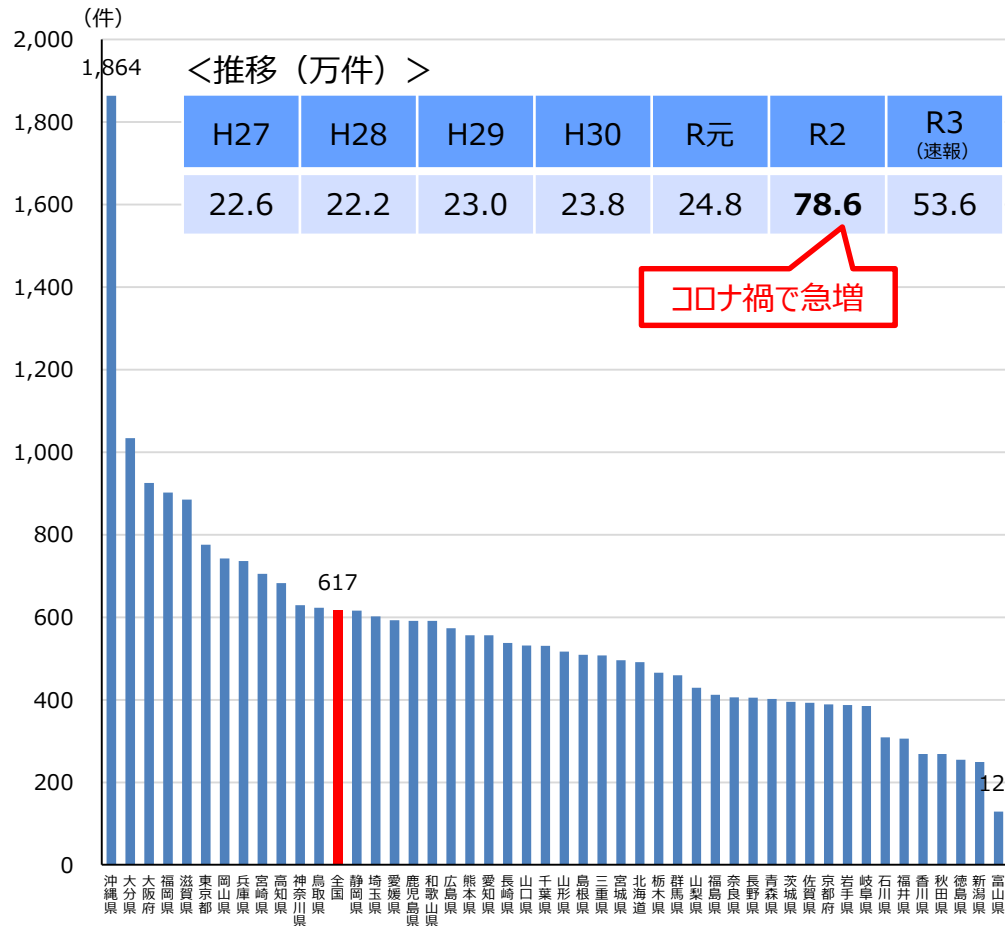
◆ 生活困窮者自立支援制度関係予算の推移（億円）

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
400	400	400	432	438	487	555	594

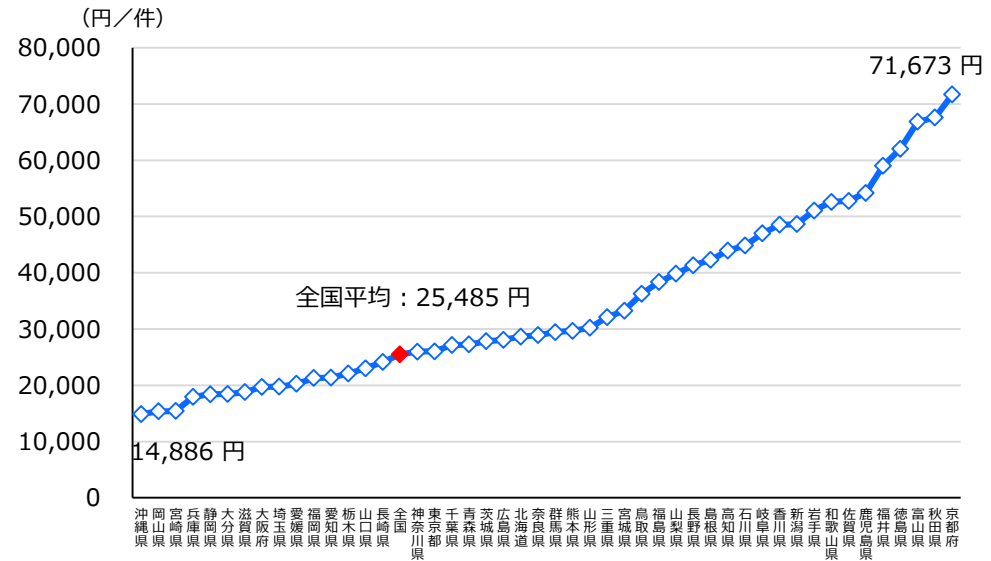
生活困窮者自立支援制度の実施状況①（自立相談支援機関）

- 全国に設けられた自立相談支援機関への相談件数は、コロナ禍において急増しており、生活に困難を抱える方々を各種の支援策につなぐ包括的な相談窓口として大きな役割を果たした。
- その相談件数には地域的なばらつきが大きい一方、現行、国からの補助は主に人口を基準に配分している結果、相談1件あたりの事業費にも大きな差が生じている。
- これを改め、国による補助体系を支援実績に基づく仕組みに再編すべき。

◆新規相談受付件数（人口10万人あたり、令和2年度）



◆新規相談件数1件あたりの事業費（令和2年度）



◆現行の補助体系

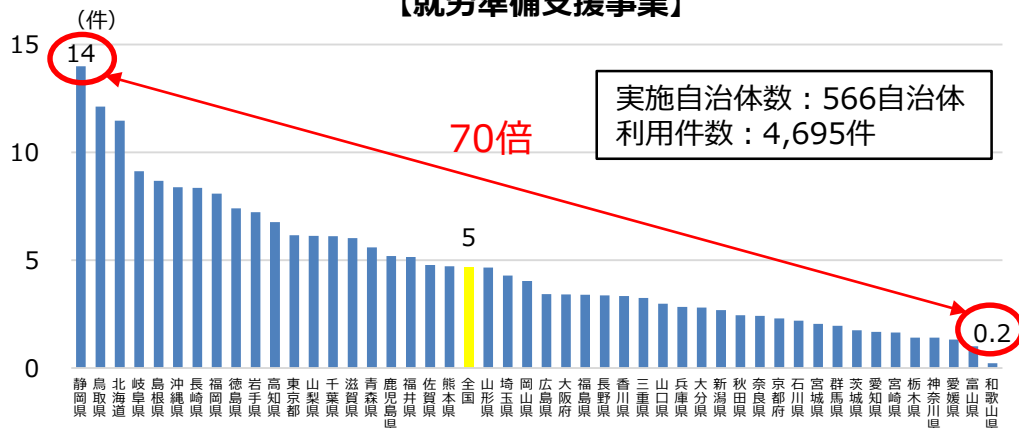
基準額（人口規模別）	加算 (基準額の20~60%)
(基準額) ※37段階 300万人以上 : 2億5千万円 100万人~110万人 : 1億1千万円 10万人~15万人 : 1850万円 等	(加算事由) ①生活保護率が高い ②支援実績が高い ③過疎地域

生活困窮者自立支援制度の実施状況② (就労準備支援・家計改善支援)

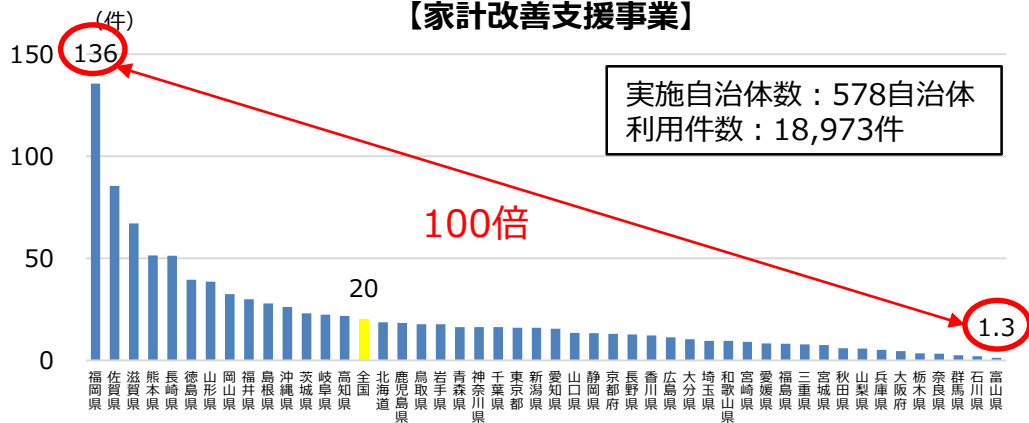
- 今般の制度改正において、任意事業である就労準備支援事業と家計改善支援事業の全国必須化が検討されている。
- 両事業の利用ニーズには大きな地域差があり、利用件数が年間数件にとどまる地域もある一方、これらの事業についても、主に人口をベースにした補助体系となっており、**利用1件あたりの事業費が多額に上っている自治体も散見される。**
- **全国必須化によって、相談需要が見込めない自治体にも人員確保を強いることで非効率な執行となることが懸念される。**
広域実施など地域の利用ニーズに応じた柔軟な実施を可能とするとともに、実績に応じた補助体系に改めるべき。

◆都道府県別利用件数 (人口10万人あたり、令和2年度)

【就労準備支援事業】



【家計改善支援事業】



(出所) 厚生労働省データ

○就労準備支援事業

－生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。

○家計改善支援事業

－生活困窮者等に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。

◆利用1件あたりの事業費が多額に上っている例 (令和2年度の実績)

【就労準備支援事業】

①A県B市 (首都圏、人口21万人)
事業費：4,428千円
利用件数：3件
→利用1件当たり：1,476千円

②C県D市 (地方圏、人口5万人)
事業費：6,618千円
利用件数：4件
→利用1件当たり：1,655千円

③E県F市 (地方圏、人口23万人)
事業費：6,272千円
利用件数：6件
→利用1件当たり：1,045千円

【家計改善支援事業】

①G県H市 (首都圏、人口6万人)
事業費：8,000千円
利用件数：2件
→利用1件当たり：4,000千円

②I県J市 (地方圏、人口41万人)
事業費：4,340千円
利用件数：1件
→利用1件当たり：4,340千円

③K県L市 (地方圏、人口12万人)
事業費：7,710千円
利用件数：8件
→利用1件当たり：964千円